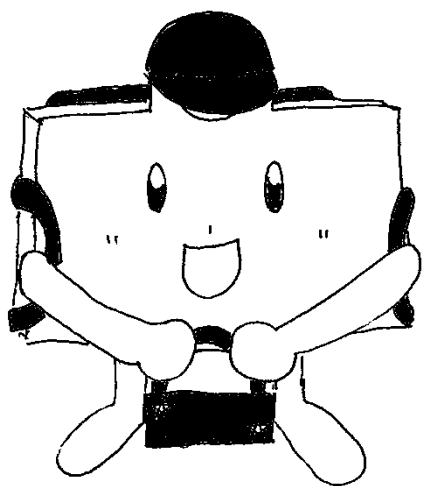


保存版

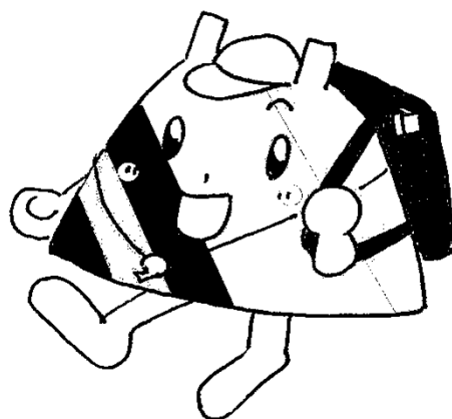
はじめのいっぽ！

— PTAのしおり —

宮前小キャラクター



宮ちゃん



前ちゃん

さいたま市立宮前小学校 PTA

2026・05 改訂

宮前小PTAについて

宮前小 PTA の目的

この会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の福祉増進をはかり、併せて会員相互の教養を高めることを目的とする。

[宮前小学校 PTA 規約 第二章 第2条]

本校では、「わが子の幸せ＝すべての子どもたちの幸せ」という思いを大切にしながら、保護者と教職員が連携し、できる範囲での参加を基本に子どもたちを支える活動を行っています。

本しおりは、その「はじめのいっぽ」として、本校 PTA の活動や役割を知っていただくために作成しました。内容をご覧いただき、本校 PTA の活動や役割を知って身近に感じていただくきっかけになれば幸いです。

PTA として活動できるのは、子どもが在籍している限られた期間です。任意の活動ではありますが、ともに協力しながら子どもたちの成長を支えていきませんか。

宮前小 PTA の活動

■子どもたちの安心・安全を見守る活動

- ・登校班の編成
- ・登下校時の旗振り
- ・下校パトロール、防犯パトロール
- ・交通安全キャンペーンの運営

■子どもたちに喜びを感じてもらう活動

- ・宮前小フェスティバルの企画、運営
- ・西区PTA事業の「夏休み小・中学生作品展」の出版、運営活動

■学校・教育環境を整備する活動

- ・校内クリーン活動
- ・入学式、卒業式、運動会等の学校行事の支援活動
- ・市や警察に対しての、教育環境整備に関する要望活動

■地域社会との連携を深める活動

- ・防犯活動への参画、支援
- ・区の行事への参画、支援
- ・近隣小中学校との情報交換

■会員が教養を身に着けるための活動

- ・普通救命講習会(AED研修)の開催
- ・市PTAが開催する各種研修会などへの参加

■その他の活動等

- ・資源回収
- ・卒業記念品の贈呈
- ・(PTA活動中のけが等に対応する)PTA活動総合補償制度への加入
- ・(保険料が割安な)児童・生徒ワイド補償制度の案内
- ・会費の納入
- ・総会に出席
- ・広報紙「みやまえ」の配信



各組織について

■総会

全会員をもって構成される最高の議決機関。

■全体委員会

執行部役員・専門部員・総地区委員・特別委員による会。総会につぐ議決機関。

■運営委員会

執行部役員・各専門部会正副部長・総地区委員会正副委員長・特別委員会正副委員長で構成される会。総会、全体委員会につぐ議決機関。

■役員会(執行部)

執行部役員により構成される会。

■特別委員会

会長が必要と認め、運営委員会の承認を得て設置される会。

■役員推薦委員会

次年度の執行部役員候補者を選任する会。各副地区長より1名を推薦委員として選出。役員候補者推薦にあたり話し合う会です。

■会計監査

年2回会計監査を行い、総会で報告する役割。

■総地区委員会

5つの地区会(宮前・三橋・日進北・日進南・自衛隊)により構成される会。

■専門部会

役割ごとに分かれた三つの部会(文化・環境保健・広報)で構成される会。

※卒業準備委員会 … 6年生の保護者中心で構成され、専門部会に準じる会。運営委員会を構成しない。

■協力員

各部・各委員会の活動に協力する会員。

PTAの役職と役割

執行部役員

PTA活動全体の企画・運営を行います。

構成

- | | | | |
|------|------------|-----|--------|
| ■会長 | 1名 | ■参与 | 1名(校長) |
| ■副会長 | 5名(内1名教頭) | ■顧問 | |
| ■会計 | 3名(内1名教職員) | ■監事 | |
| ■書記 | 3名(内1名教職員) | | |

執行部役員の選出は、例年10～11月頃 推薦委員会が候補者を選任しています。

活動内容

- PTA総会、運営委員会、役員会の資料作成・企画・運営
- 各専門部、総地区委員活動の調整
- 近隣地域、近隣校との情報交換
- 予算の管理・執行 等

執行部は責任ある役割ではありますが、その中で得られる経験やつながりもあります。執行部役員に興味がある方は、毎年開催される執行部説明会へお越しください。

総地区委員

児童が校外において安全に過ごすための地域に密着した活動をします。

構成

- | | | | | |
|----------|----|-------|-----|------|
| ■総地区委員長 | 1名 | ■地区長 | 各地区 | 1名 |
| ■総地区副委員長 | 2名 | ■副地区長 | 各地区 | 2～4名 |
| | | ■地区班長 | 各班 | 1名 |
| | | (親班長) | | |

各地区会では、例年11月頃 班ごとに次年度の地区班長(親班長)を決め、その中から地区長や副地区長を選出します。更に3月頃、地区長・副地区長の候補者の中から総地区委員長・副委員長を互選します。

活動内容

- 児童の安全な通学サポート
 - ・登校班の編成
 - ・登下校時の旗振り
- 資源回収の運営

専門部員・委員

各部の中心となり、活動の運営や調整を行う役割です。

構成

- 部長・委員長 各部 1 名
- 副部長・副委員長 各部 2 名
- 部員・委員 各部 5～30 名(部により異なる)

新年度に全会員へ部員・委員の希望を伺うアンケートを実施し、各クラスの中から選出します。更にもの中から三役(部長・副部長など)を互選します。

※部員もしくは委員につきまして、児童 1 人につき在学 6 年間で 1 度担当していただくようご協力をお願いいたします。

活動内容

- 文化部員：宮前小フェスティバルの運営。
- 広報部員：PTA 活動や学校行事を取材・発信。
- 環境保健部員：学校の環境整備に関する活動。
- 卒業準備委員：卒業に関する様々な活動。

※各活動の詳細や日程は「部員・協力員活動概要」のページをご覧ください。

協力員

各部員・各委員のお手伝いします。

対象

- 執行部役員・地区や各部の部員・委員以外の会員

新年度に全会員へ協力員の希望を伺うアンケートを実施し、各クラスの中から協力員を決定します。

※協力員は、児童 1 人につき毎年 1 つの活動を担当していただくようご協力をお願いいたします。

児童が複数名在学している場合は、人数分の活動協力を行います。(3 名在学の場合→3 つの活動)

活動内容

- 教室のカーテン洗濯
- 宮前小フェスティバルの準備、補助
- 運動会の協力
- クリーン活動の参加
- 下校パトロール
- 卒業準備の協力
- 交通安全キャンペーン活動

※各活動の詳細や日程は「部員・協力員活動概要」のページをご覧ください。

ボランティア

保護者有志による活動。新年度開始時にメンバーの募集を行います。

活動内容

■おやじの会

保護者(主にお父さん)が運営する組織です。子ども達のためにイベントの企画・運営や、学校行事のサポート、校内整備などの活動を行っています。

- ・築山ペンキ塗り
- ・宮前小フェスティバル参加
- ・流しそうめん
- ・運動会運営サポート
- ・畑の整備、花壇清掃

■図書ボランティア

保護者(主にお母さん)が運営する組織です。子ども達のために図書に関するイベントの企画・運営を行っています。

- ・朝の授業前の絵本読み聞かせ
- ・図書室の図書整理、補修など

■防犯ボランティア

学区内や通学路の見守りなど、子ども達の安心安全を守る活動をしています。



専門部員・協力員活動概要

各活動の概要をまとめました。部員・協力員を選ぶ際の参考としてご覧ください。

なお、[活動に関する補足や注意事項等ありますので、次頁も併せてご確認ください。](#)

区分	役割 (担当窓口)	活動内容	活動日程
専門部員	文化部員	宮前小フェスティバルの運営を行います。 ・各コーナーの企画や事前準備。 ・協力員との連携、相談受け。	6月～1月頃の活動。 準備や打ち合わせにあわせて 随時活動。
	広報部員	PTA 広報紙「みやまえ」の作成、配信を行います。 ・学校の行事や特集記事などの取材、写真撮影。 ・記事の編集。	学期毎に活動。 部員を3つのグループに分け 1～3学期のいずれかの学期 を担当。
	環境保健部員	学校の環境美化・保健に関する活動を行います。 ・クリーン活動の事前準備。 ・学校保健委員会出席。	年間を通して活動。 年2～3回のクリーン活動を 中心に活動。
	卒業準備委員	卒業に関する様々な活動を行います。 ・卒業準備金の集金。 ・卒業記念品の準備。	年間を通して活動。 3学期の活動が中心だが、必 要に応じて随時活動。
協力員	運動会 (執行部)	運動会運営のお手伝いをします。 ・受付にて名札の確認や用紙記入の案内など。 ・校庭の見回り。	運動会当日のみ。 8:20頃～終了まで。
	下校パトロール (執行部)	下校時刻に合わせて、巡回ルートを自転車で パトロールします。	5月～3月(8月は除く)の間 で一人2回活動。 下校時刻～。
	交通安全 キャンペーン (執行部)	登校時間に通学路でキャンペーン活動を行います。 POPを持って、通学路に立ちます。 ※6年生は10月のみ希望可。	10月又は翌年4月のどちら かに2日間連続で活動。 7:30～8:05頃
	教室カーテン洗濯 (執行部)	教室のカーテンを洗濯します。 担任の先生より依頼があります。	年度末。 一人1教室分。
	フェスティバル (文化部)	宮前小フェスティバルに向けたお手伝いをします。 ・提供品の値付けや搬入など事前準備の手伝い。 ・フェスティバル当日、受付や誘導などの手伝い。	10月下旬～フェスティバル当 日の間で一人1回。 時間は活動内容により異な る。
	クリーン活動 (環境保健部)	児童が日常清掃できない箇所の清掃を行います。 ・校庭の除草作業。 ・校内清掃	年2～3回の活動のうち 一人1回活動。 平日の10:20～11:40頃
	卒業準備 (卒業準備委員会)	卒業準備委員のお手伝いをします。 ・人形焼きシール貼り。 ・卒業記念品ラッピング。	時期や回数は未定。 日時が決まり次第お知らせ。

活動に関する補足・注意事項

右の図は、各部の構成を示しています。部員・委員・協力員の人数は、学校全体での配置人数を目安としており、児童数により毎年変動します。

■未就学児の小さいお子さんがいても参加できる活動

- ・下校パトロール協力員
- ・フェスティバル協力員(事前準備の一部作業のみ)
- ・教室カーテン洗濯協力員

■執行部役員は2年間の任期後、宮前小PTA における活動が永年免除となります。また現在未就学児のお子さんがいる場合も入学後に活動免除の対象となります。

■執行部内に記載している協力員活動は、執行部が担当窓口となっているもので、通常の執行部業務とは異なります。

■協力員は児童1人につき毎年1つの活動を担当していただくようご協力をお願いいたします。

■部員 or 委員は児童1人につき在学6年間で1度担当していただくようご協力をお願いいたします。

■各部三役(部長・副部长)や総地区三役(総地区委員長・副委員長)は、任期後5年間は三役の選出が免除となります。

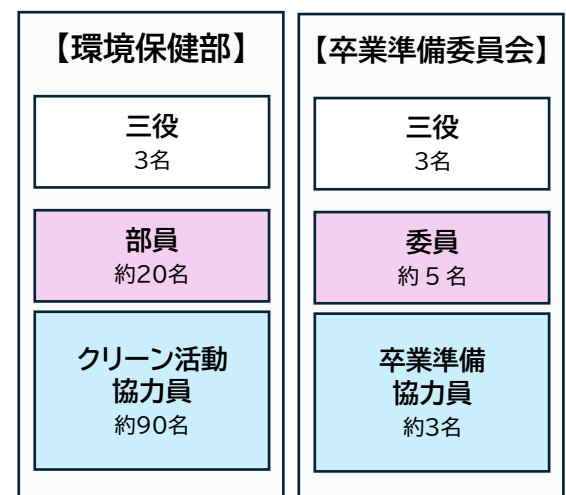
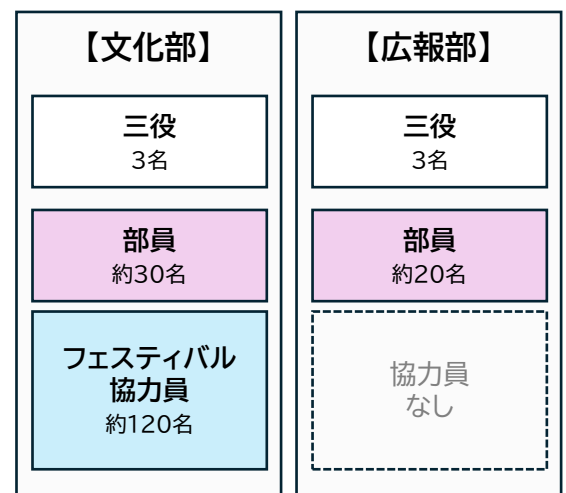
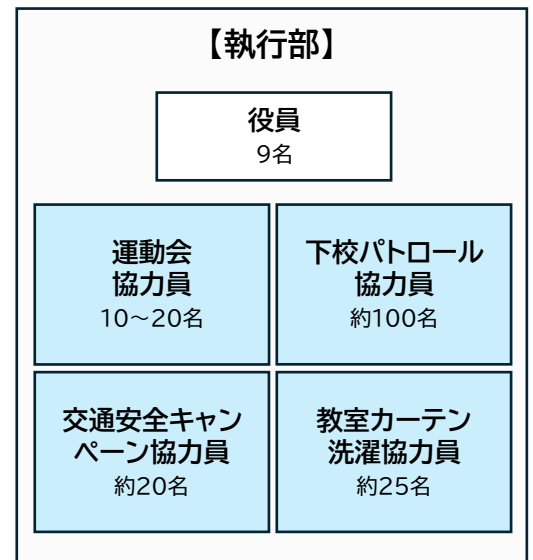
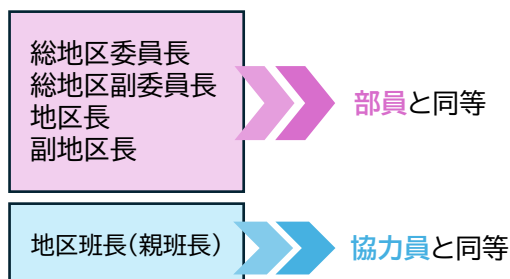
例)児童が複数在籍している場合

姉の在籍分で広報部の部長を経験→翌年度に弟の在籍分で文化部員に選出→5年以内なので三役への選出は免除。

■児童が複数在籍している場合、複数の協力員活動を兼務することは可能ですが、部員と協力員を兼務する場合、同じ部内の活動を兼ねることはできません。

- フェスティバル協力員と広報部員の兼務
- × フェスティバル協力員と文化部員の兼務

■地区の各役職に選出された方は、その年度の部員・協力員が免除となり、該当する児童分の活動を下記のように扱います。



資源回収について

各部の活動とは別に、資源回収の取り組みを行っています。

資源回収は、業者が回収作業を行い、執行部が学校や地区委員と連携し取りまとめている活動です。

会員のみなさんのご家庭にある資源を回収日に出していただくことでご協力いただける活動となります。

資源回収とは？

新聞(チラシも含む)、雑誌、ダンボール、菓子箱等の紙類、牛乳パック、トイレットペーパーの芯などの紙類全般を集めます。

回収した資源に対して、市から「団体資源回収運動」として補助金がでます。

(1kgあたり5円。100万円を上限にもらえます！)

補助金はどのように使用された？

- 図書室の整備費用
- 給食用のトレー
- 金管楽器の購入
- 体育館に大型扇風機
- ドッジボール
- 防犯用さすまた
- 全クラスで使用されているマグネットスクリーン



保護者や先生方のアンケートをもとに、児童の充実した学校生活に必要な備品を購入する貴重なお金となります♪

いつ、どこで回収するのか？

- 日時: 毎月第4土曜日 午前9時から午後3時の間に巡回(大雨でも決行)
- 場所: 資源回収の看板のある場所
回収場所が不明な場合は地区班長(親班長)などに聞いてみてください。

近所の方や、学区内におじいちゃんおばあちゃんがいる方はぜひご協力のお声掛けをお願いします！





もし PTA がなくなったら!?

ここまで「はじめのいっぽ」で紹介した活動は、全て学校と PTA の協力により行っています。PTA がなくなるといことは、これらの活動も全てなくなるといことになります。



子どもの安全を守るための活動がなくなる

■登校班が編成されなくなります。

集団登校による安全(高学年の先導による道路横断、一人登校の児童を狙う不審者への対策など)は失われてしまいます。登校時の子どもの安全を守るためには、保護者が毎日学校へ送り届ける対応が必要になります。

■保護者による旗振りや通学路パトロールもなくなります。

子どもたちが安心して通学したり放課後遊んだりできるのは、これらの活動により地域の安全が保たれているからです。昔と違い、地域ボランティアや自治会も高齢化が進み人数も激減しています。安全な環境を保つための活動を、地域ボランティアの方だけでまかなうのは現状不可能です。



学校環境を整える活動がなくなる

■保護者によるクリーン活動がなくなります。

校内の隅々のホコリやクモの巣を払い、高い窓や壁を磨き、雑草を取り除くといった清掃を定期的に子どもたちや教職員で行うことは難しい状況です。

このような美化活動は、子どもたちの健やかな学習環境を整えるために大切なことです。



子ども達の楽しみや思い出が減ってしまう



■フェスティバルの開催がなくなります。

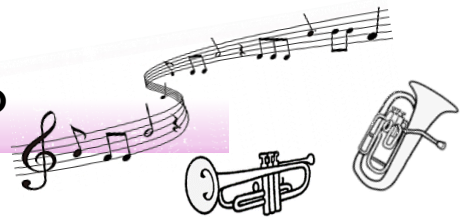
フェスティバルは、遊ぶだけではなくありません。昨今では減ってきている「現金」での買い物の機会であり、お小遣いを計算しながらゲームや買い物をするという貴重な体験の場でもあります。

■卒業記念品がなくなります。

卒業生への記念品は PTA から贈呈しています。PTA がなくなることで宮前小の思い出の一つを子どもたちに渡すことができなくなってしまいます。



学校生活や学習に使う物品が不足する



■資源回収がなくなり、補助金が受けられなくなります。

補助金は、金管バンドの楽器、ボールやマットなどの体育備品、防犯用品、学校備品など、さまざまな物品の購入に活用されています。そのため、これらを十分にそろえることが難しくなります。

■PTA 会費がなくなり、学校環境を支える費用が確保できなくなります。

ベランダの鳩フン清掃を業者に依頼する費用や、女子トイレに設置している生理用品など、いろいろな場面に PTA 会費が充てられています。会費がなくなれば子どもたちの学校生活を支える環境整備はできなくなります。



学校関係の情報を得る機会が減る

■広報誌が作成されなくなります。

宮前小広報誌「みやまえ」には、先生方の紹介や行事のハイライトなど、保護者が知りたい学校生活のことがたくさん掲載されており、それを知る機会が減ります。

また、PTAを通じて、個人ではなかなか知り得ない情報(新しい指導要領に沿う教育の内容や進学先、受験の情報など)を得られることもあります。これらの機会がなくなってしまうのは残念なことです。

保護者の皆さんの PTA 活動により、子ども達の学校生活がより豊かなものとなっています。ぜひご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点やご質問がありましたら、下記の PTA 問合せ窓口までお気軽にご連絡ください。



宮前小 PTA

【Email】 pta.miyamae.saitama@gmail.com

さいたま市立宮前小学校 P T A 規約

第一章 名称及び事務所

第1条 この会は、さいたま市立宮前小学校 P T A と称し、事務所を同校内におく。

第二章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の福祉増進をはかり、併せて会員相互の教養を高めることを目的とする。

第三章 方針

第3条 この会は、教育を旨とする民主団体として、次のような基本方針に従って前条の目的を達成する。

1. 学校の教育活動を助成するために、意見を述べたり活動することはあっても学校の管理運営や人事には、干渉しない。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の立候補をしたり、候補者を推薦したりしない。
4. 児童の教育と福祉増進のために、活動する他の諸団体及び機関と協力するがいかなる干渉支配も受けない。

第四章 活動

第4条 この会は、前条の目的及び方針にしたがって、次の活動を行う。

1. 学校・地域の教育環境改善に関すること。
2. 学校と家庭との連絡を密にすると共に、学校教育と家庭教育を理解するための活動。
3. 会員の研修と親睦をはかるための活動。
4. その他、役員会において、必要と認めたもの。

第五章 会 員

第5条 この会は、さいたま市 P T A 協議会の構成団体として、西区 P T A 連合会に属する。

第5条の2 以下のいずれかに該当する者は、さいたま市立宮前小学校への入学および転入と同時に、この会の会員となれる。

- 一 さいたま市立宮前小学校児童の父母、又はこれに代わる者
 - 二 さいたま市立宮前小学校在職の教職員
2. この会の会員は、会員間で平等の義務と権利を有する。
 3. この会の会員は、さいたま市立宮前小学校からの卒業および転出と同時に退会する。

第6条 この会の会員は細則に定める場合を除き会費を納めるものとする。金額は細則に定められた額とする。

第六章 機 関

第7条 この会を運営するために、次の機関をおく。

- ・ 総 会
- ・ 全体委員会
- ・ 運営委員会
- ・ 役員会（執行部）
- ・ 専門部会
- ・ 総地区委員会

第8条 1. 総会は全会員をもって構成され、最高の議決機関で、年度当初会長が招集し次のことを処理する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の1／3以上が要請したときは、臨時総会を開くことができる。

- イ. 活動・決算の報告承認
- ロ. 事業案・予算案の審議
- ハ. 役員・会計監査委員及び委員の選出承認
- ニ. 規約の制定・改廃
- ホ. その他

2. 総会の議長は、役員及び会計監査委員以外の会員の中から選出する。

3. 総会は、全会員の1／3以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認められない。

4. 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9条 1. 全体委員会は、総会につぐ議決機関で、必要に応じて会長が招集し、次の構成員による。

- ・ 役員並びに全委員

2. 全体委員会は、次のことを行う。

- イ. 総会に提出する議案の審議
- ロ. 運営委員会から提出された議案の審議処理
- ハ. その他、運営全体について必要事項の審議処理

第10条 1. 運営委員会は、総会、全体委員会につぐ議決機関で、会長が招集し、次の構成員による。

- ・ 役員 ・ 各専門部会正副部長 ・ 総地区委員会正副委員長
- ・ 特別委員会正副委員長 ・ 各担当教職員

2. 運営委員会は、次のことを行う。

- イ. 総会に提出する議案の審議
- ロ. 役員会及び各機関より提出された議案処理
- ハ. 各機関の連絡調整
- ニ. 規約の審議及び細則の審議処理
- ホ. その他、運営についての必要事項の審議処理

第11条 1. 役員会（執行部）は、会長が招集し、次の構成員による。

- ・ 参与、会長、副会長、会計、書記、監事、顧問（第16条参照）

2. 役員会（執行部）の活動については、細則に定める。

第12条 削除

第13条 専門部会の構成、活動については、細則に定める。

第14条 総地区委員会の構成、活動については、細則に定める。

第15条 会長が必要と認めた場合は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

第16条 会長が必要と認めた場合は、監事・顧問を推薦し運営委員会の承認を得て委嘱することができる。

第七章 役員及び会計監査委員の任務と選出

第17条 この会に次の役員及び会計監査委員をおく。

1. 参 与 校長
2. 会 長 1名
3. 副会長 5名（内1名教頭）
4. 会 計 3名（内1名教職員）
5. 書 記 3名（内1名教職員）
6. 会計監査 4名（内2名教職員）
7. 監 事
8. 顧 問

第18条 役員・会計監査委員の任務は次のとおりとする。

1. 参与は、すべての会議に出席し意見を述べることができる。
2. 会長は、この会を代表し、会務を総括し、すべての会議を招集する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
4. 会計は、会計事務を処理し、定期総会に会計報告をする。
5. 書記は、各会議の議事を記録保存し、諸通知発送にあたる。
6. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
7. 監事は、会長に委嘱された事項を処理し必要に応じて会議に出席する。
8. 顧問は、必要に応じて、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

第19条 役員及び会計監査委員の選出に関する事項は、役員選出に関する細則を参照。

第20条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第八章 会 計

第21条 この会の経費は、会費・その他の収入でまかなう。会費の額は運営委員会で審議し、総会の承認を得る。

第22条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われ、執行に必要な事項は、細則で

定める。

第23条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を受ける。

第24条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 付 則

第25条 この会の施行について、必要な細則は運営委員会にはかって定めることができる。ただし、次期の総会にて報告する。

第26条 この規約の制定は、総会の議決による。ただし、規約案は総会開催までにあらかじめ会員に知らせておかなければならない。

第27条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱に関する細則」に定め、適正に運用するものとする。

第28条 最終改正 2026年 5月19日

さいたま市立宮前小学校 P T A 規約施行細則

この細則は、さいたま市立宮前小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）第 25 条に基づき、規約の運用に必要な事項を定める。

第 1 条 規約第 6 条の会費は、一家庭につき月額 300 円とする。

1. 転出日があらかじめわかっている家庭からは、その月まで徴収する。
2. 集金後転出した家庭には返金できない。
3. 転入した家庭からは、その月から徴収する。
4. 集金は、年 2 回とする。
5. 規約 17 条に定める役員、及び任期を務めた経験者に限り会費徴収は永年免除とする。
6. 細則第 1 条の第 5 号の定める任期は 2 年とする。

第 2 条 規約第 13 条、第 14 条の構成は、次のとおりとする。

1. 専門部員の構成
学級ごとに、部員 3 名以上を選出する。専門部員はそれぞれの専門部会に所属する。
2. 専門部会の構成
専門部会ごとに、部長 1 名、副部長 2～3 名程度（内 1 名教職員）を互選する。
3. 削除
4. 地区会の構成
通学班ごとに、地区班長をおく。地区ごとに、地区長、副地区長をおくことができる。これらの人数は、地区の人員の数、兼務する役に応じて、活動に支障のない範囲で定めることができる。
5. 総地区委員会の構成
各地区の地区長・副地区長により構成する。総地区委員長 1 名、総地区副委員長 3 名（内 1 名教職員）を互選する。
6. 卒業準備委員会の構成
6 年生保護者を中心に 3～4 名程度を選出する。卒業準備委員長 1 名、卒業準備副委員長 2 名を互選する。

第 2 条の 2 規約第 11 条第 2 項の役員会（執行部）の活動は、次のとおりとする。

1. 総会及び全体委員会、運営委員会に提出する議案の企画審議
2. 各機関の連絡調整
3. その他、必要事項の処理

第 2 条の 3 規約第 13 条の専門部会は、次の会を置く。

1. 削除
 2. 環境保健部会
 3. 広報部会
 4. 文化部会
2. 専門部会に準じる会として、次の会を置く。
1. 卒業準備委員会
3. 前項の専門部会に準じる会は、運営委員会を構成しない。

第2条の4 前条の専門部会は、次のことを行う。

1. 削除
2. 環境保健部会は、学校保健委員会への参加、学校環境美化に関する活動を行う。
3. 広報部会は、PTA機関紙を発行することを主とする。
4. 文化部会は、文化教養活動を行う。
5. 卒業準備委員会は、卒業に関わる活動を行う。

第2条の5 規約第14条の総地区委員会の活動は、次のとおりとする。

1. 各地区の防犯と安全に関する事項を主とした活動、及び資源回収に関する活動を行う。

第3条 前条の部員及び委員の任期は1年とし、再選を妨げないものとする。

第4条 各部会は、部長が招集し必要に応じて随時開くことができる。

各委員会は、委員長が招集し必要に応じて随時開くことができる。

第5条 規約第8条による総会の開催にあたっては、総会の日時、場所、議題などをあらかじめ印刷物をもって、全会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第6条 規約第22条による経理の執行は、PTA活動費については会長、学校協力費については校長の事前の承認を得なければならない。

第7条 規約第22条により、次の弔事について定める。ただし、特別な場合及び関係者は会長、副会長協議の上執行し、運営委員会に報告する。

1. 児童の死亡 香料として 10,000円
2. 会員の死亡 香料として 10,000円
3. 教職員（会員）の弔事 配偶者・子ども 5,000円

第8条 規約第22条により、次の旅費規定を定める。ただし、特別な場合は運営委員会で決めることができる。
・役員、委員がこの会の用務を遂行するため、出張した場合には、交通費を実費で支給する。

第9条 規約第22条により、次の表彰規定を定める。

1. この会の目的達成に尽力し、この会の発展のため功績のあった者を表彰することができる。対象者は運営委員会で決定する。
2. 表彰は、記念品をもってこれにかえることができる。
3. 表彰は、次年度の総会において行う。ただし、特別な場合には臨時に行うことができる。

第10条 規約第22条により、規約第4条の活動に必要な備品を購入するための費用を、会計年度を超えて積み立てるものとする。

- 2 前項の積み立てにあたっては、特別会計を設けるものとする。

第11条 規約第22条により、規約第4条の活動に必要な範囲において行う周年記念事業等の記念事業の施行のための費用を、会計年度を超えて積み立てるものとする。

2 前項の積み立てにあたっては、特別会計を設けるものとする。

第12条 本細則の改廃は、運営委員会で行うものとする。

附則 2023年 2月16日 改正

2026年 5月19日 最終改正

さいたま市立宮前小学校 P T A 個人情報取扱に関する細則

この細則は、さいたま市立宮前小学校 P T A 規約第 2 7 条に基づき、個人情報取扱に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 1 条 この細則は、さいたま市立宮前小学校 P T A (以下「P T A」という。)において、個人情報の適切な取扱・運営・管理に必要な事項を定めることにより、P T A の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 P T A は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号、以下「個人情報保護法」という。)及びその関係法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護責任者等)

第 3 条 P T A に個人情報保護責任者 1 人を置き、会長をもってこれに充てる。

2 各委員会・部会に個人情報責任者 1 人を置き、担当副会長をもってこれに充てる。

3 P T A に個人情報保護監査者 1 人を置き、副会長(教頭職)をもってこれに充てる。

(個人情報保護責任者等の任務)

第 4 条 個人情報保護責任者は、P T A における個人情報の取得及び保護管理を総括する任に当たり、個人情報の適切な取り扱いに必要な措置を講じて、指揮監督する。

2 個人情報責任者は、担当委員会・部会における個人情報の取得及び管理をする任に当たり、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じて、個人情報の安全管理に努めなければならない。

3 個人情報保護監査者は、個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報保護責任者及び個人情報責任者は、職務上知りうることができた個人情報を第三者に譲渡・引き渡し・貸与・販売、又は本規則に定める利用目的外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取得)

第 6 条 P T A は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に明示し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で書面(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 P T A は、要配慮個人情報等を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用目的)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

一 P T A 活動名簿の作成及び管理(緊急連絡名簿、役員・委員・部員・協力員名簿等)

二 登校班編成、交通安全指導員(旗振り)編成、下校パトロール編成、その他 P T A 活動のための人員の編成

三 P T A 活動に関する連絡、会費集金、役員・委員・部員・協力員の選出、学校行事支援

2 P T A は、前項に規定する利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は公

表しなければならない。

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、個人情報保護責任者及び個人情報責任者が保管に関して責任を持ち、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく破棄、消去するものとする。

(監督)

第10条 個人情報保護責任者及び個人情報責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、当該個人情報を取り扱う者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報保護責任者及び個人情報責任者は、個人情報を取り扱う者に対して、個人情報の取り扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

3 個人情報保護者は、担当委員会における個人情報の適切な管理のため、個人情報の取り扱いに従事する役員・委員・部員に対して、前項に規定する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じるものとする。

(保管)

第11条 取得した個人情報は、次の方法により保管する。

一 個人情報が記載された紙媒体は、鍵のかかるキャビネットまたは引き出しに保管する。

二 個人情報に関連する電子ファイルは、パスワードをかけて保管する。

三 個人情報を扱うパソコンは、ウィルス対策ソフトにより保護する。

(個人情報の持ち出し)

第12条 個人情報保護責任者は、PTA会員に対して、PTA活動のために必要な範囲において、PTAが作成した個人情報データベースを持ち出すことについて許可することができる。

2 個人情報保護責任者又は個人情報責任者は、前項の規定により個人情報データベースを持ち出すことについて許可するときは、あらかじめ対象者に対して適切な教育を行うとともに、個人情報管理簿を作成するものとする。

3 第1項の規定により許可を受けた者は、持ち出した個人情報データベースを前条に規定する方法により保管しなければならない。

4 第1項の規定により許可を受けた者は、必要がなくなったときは、個人情報データベースを遅滞なく返還、破棄、消去するものとする。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。

一 第三者の氏名又は名称

二 提供する対象者の氏名

三 提供する情報の項目

四 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第13条第1号から第4号を除く)から個人情報の提供を受けるときは

次の項目について記録を作成し保管する。

一 第三者の氏名又は名称

二 第三者が個人情報を取得した経緯

三 提供を受ける対象者の氏名

四 提供を受ける情報の項目

五 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第16条 PTAは、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、訂正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに対応する。

2 前項に係る対応は、別に定める様式に記載する。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を取り扱う者は、個人情報を漏えい等(紛失を含む。)したおそれがあることを把握したときは、遅滞なく個人情報保護責任者に報告する。

(改正)

第18条 本細則の改廃は、運営委員会で行うものとする。

附則

本細則は、2018年5月11日より施行する。

役員選出に関する細則

- 第1条 この細則は、規約第19条の規定に基づき、役員並びに会計監査委員（以下「役員等」という）の選出に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 役員等の候補者を推薦するために、役員推薦委員会を設置する。
- 第3条 役員推薦委員会は、次の委員により構成する。
- イ. 削除
 - ロ. 各地区委員から代表1名
 - ハ. 教職員から代表2名
 - ・現執行部から代表1名
 - ・原則として運営委員は除く
 - ・相談役として、校長が入る
- 第4条 役員推薦委員会は、委員の半数以上の出席により、委員会を開催する。
- 第5条 役員推薦委員会は、会員の中から、規約第三章（方針）に則した役員等の候補者を推薦するために次のことを行う。
- イ. 役員等の候補者の推薦に当たっては、会員の意見や希望を尊重する。
 - ロ. 役員推薦委員会の発足後、速やかに自薦、他薦の受付方法及び受付期間を全会員に知らせる。
 - ハ. 自薦、他薦も含めた役員等の候補者を総会までに推薦して、その内諾を得る。
 - ニ. 役員等の候補者名を総会開催日の約5日前までに、全会員にWEBまたは印刷物をもって知らせる。
- 第6条 役員推薦委員会は、役員等に就任しない。
- 第7条 役員等の候補者は、総会の承認をうけ、役員等に就任する。
- 第8条 本細則の改廃は、運営委員会で行うものとする。
- 第9条 最終改正 2026年 2月 16日